

危険物取扱者試験及び消防設備士試験の 受験申請者及び免状交付申請者の皆様へ

～平成30年5月の申請分から手数料が改定されます～

- 平成30年1月26日に「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」が公布され、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の試験手数料及び免状交付手数料の標準額が下表のとおり改定され、**平成30年5月1日から施行されることとなりました。**

改定された手数料標準額

		旧手数料標準額	新手数料標準額
危険物取扱者 試験手数料	甲種	5,000円	6,500円
	乙種	3,400円	4,500円
	丙種	2,700円	3,600円
消防設備士 試験手数料	甲種	5,000円	5,700円
	乙種	3,400円	3,800円
免状手数料	交付	2,800円	2,900円
	再交付	1,800円	1,900円
	書換え (本籍等)	700円	700円 (改定なし)
	書換え (写真)	1,600円	1,600円 (改定なし)

- 今後、この政令に基づき各都道府県において手数料条例が改正されますと、**平成30年5月1日以後の申請分から、危険物取扱者試験及び消防設備士試験の試験手数料及び免状交付手数料については、新手数料の額を納付していただくこととなります。**

その際には、当センターのホームページ(<https://www.shoubo-shiken.or.jp/>)または試験案内等で手数料の額をご確認の上、納付いただきますようお願い申し上げます。

- なお、ご不明な点がございましたら、当センター岩手県支部までお問い合わせください。

一般財団法人消防試験研究センター岩手県支部
【TEL】019-654-7006/ 【FAX】019-622-0922